

変更前	変更後
第1条 利用条件等 1. 本アプリをご利用いただける方は、当行が別途定める「ぐんぎんID利用規定」における「ぐんぎんID」（以下、「ぐんぎんID」といいます。）のユーザー登録があり、当行所定の条件を満たす日本国内在住の個人のお客さまに限るものとします。 2. 本アプリの利用を希望するお客さまは、本アプリをインストールし、所定の利用登録を行うものとします。 （省略） 6. 本アプリは無料でご利用いただけます。ただし、本アプリのダウンロード、インストール（アップデート等を含みます。）および利用に伴う通信料金および本アプリを利用して行う銀行取引にかかる手数料等は、利用者の負担となります。 第2条 権利帰属、利用範囲等 （省略） 第3条 本人確認 本アプリの利用において、利用者の確認は次の方法により行うものとします。 （1）本アプリの利用登録時には、ぐんぎんIDのユーザー名、または店番号および口座番号とパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）の一致を確認することで本人確認を行うものとします。 （2）本アプリにログインする際、ぐんぎんIDのパスワード等の代わりに利用者が登録したログインパスコードを利用者の本人確認の方法として用いることとします。 （3）本アプリにログインする際、ログインパスコードの代わりに利用者自身の生体情報（利用者の端末に搭載されている生体認証機能に登録された利用者の指紋等の情報。）を用いることができます。生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができ、当行は生体情報および認証データが保存された利用者の端末の管理 （4）当行所定の取引においては、利用者が当行に届け出た代表口座のキャッシュカード暗証番号や、利用者が当行に届け出た代表口座の登録電話番号宛に自動音声またはショートメッセージにて通知する認証番号（以下、「認証番号」といいます。）を端末の画面上に入力することにより、追加認証を行います。 （5）パスワード等、キャッシュカード暗証番号、認証番号が当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合には、当行は利用者の本アプリ利用を停止します。	第1条 利用条件等 1. 本アプリをご利用いただける方は、当行<u>所定の条件を満たす日本国内在住の個人のお客さまに限るものとします。なお、本アプリ内の一部のサービス・機能は、利用にあたり、当行が別途定める「ぐんぎんID利用規定」における「ぐんぎんID」のユーザー登録が必要です。</u> 2. 本アプリの利用を希望するお客さまは、<u>スマートフォン等</u>に本アプリをインストールし、これを<u>起動して操作する</u>ものとします。 （変更なし） <u>7. 本アプリによる一部の取引をご利用いただく場合は、マイナンバーカードを使った公的個人認証サービスを利用する必要があります。</u> 第2条 権利帰属、利用範囲等 （変更なし） 第3条 本人確認 <u>1. 本アプリの利用登録及びログインの際は、以下の各号の方法により利用者の本人確認を行うものとします。</u> （1）本アプリの利用登録時 ぐんぎんIDのユーザー名、または店番号および口座番号とパスワード（以下、「パスワード等」といいます。）の一致を確認する<u>方法</u> （2）本アプリへのログイン時 ぐんぎんIDのパスワード等の代わりに利用者が登録したログインパスコードの一致を確認する<u>方法、または、</u>ログインパスコードの代わりに利用者自身の生体情報（利用者の端末に搭載されている生体認証機能に登録された利用者の指紋等の情報。）の<u>一致を確認する方法</u> <u>なお、</u>生体認証機能は利用者の端末が生体情報に関する認証機能に対応している場合のみ用いることができ、当行は生体情報および認証データが保存された利用者の端末の管理責任・義務を負わないものとします。 <u>2. 当行所定の取引においては、以下の各号の方法のいずれか、または組合せにより本人確認を行うものとします。</u> <u>（1）</u>利用者が当行に届け出た代表口座のキャッシュカード暗証番号<u>を端末の画面に入力する方法</u> <u>（2）</u>利用者が当行に届け出た代表口座の登録電話番号宛に自動音声またはショートメッセージにて通知する認証番号（以下、「認証番号」といいます。）を端末の画面上に入力する方法 <u>（3）マイナンバーカードのICチップを端末で読み取り、署名用電子証明書を利用するための暗証番号を入力する方法</u> <u>3. パスワード等、キャッシュカード暗証番号、認証番号が当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合には、当行は利用者の本アプリ利用を停止します。</u>

- (6) パスワード等、ログインパスコード、キャッシュカードの暗証番号、認証番号は利用者の責任において厳重に管理するものとし、流出により利用者に損害が生じた場合、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

第4条 本アプリによるサービス

本アプリで提供されるサービスは、以下の各号のとおりです。

- (1) 残高照会 ～ (14) デビットカードの利用明細照会
(省略)

4. パスワード等、ログインパスコード、キャッシュカードの暗証番号、**認証番号、署名用電子証明書を利用するための暗証**番号は利用者の責任において厳重に管理するものとし、流出により利用者に損害が生じた場合、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします

第4条 本アプリによるサービス

(変更なし)

(15) 普通預金口座開設

<概要>

- ①利用者は、本アプリを利用して普通預金口座の開設を申込みことができるサービスです（このサービスを以下、「口座開設サービス」といいます）。なお、当行が適当と認めた場合に口座の開設を行います。
- ②口座開設サービスの手続きの流れは以下のとおりとします。
- ・利用者は、本アプリから、当行所定の本人確認を実施後、申込に必要な情報を入力の上、口座開設を申込みこととします。
 - ・当行は、入力された情報に不備が無く、かつ本人確認が正当と判断した場合に、口座開設および申込内容に応じてキャッシュカードの発行、《GBダイレクト》インターネットバンキング（以下、「インターネットバンキング」といいます。）の契約締結、ぐんぎんIDのユーザー登録、ぐんぎんデビットの申込、クレジットカードの発行申込の取次ぎの申込（以下、これらをあわせて「口座開設等」といいます。）を行います。なお、当行所定の本人確認手続きが完了したこと等を理由に、当行が利用者からの申込と判断して口座開設等を行った場合、このことにより生じた損害について、当行は責任を負わないものとします。
 - ・キャッシュカード、インターネットバンキング契約者カード、ぐんぎんデビットカード、クレジットカードはそれぞれ所定の方法で送付します。送付上の事故等、当行の責によらない事由により、配送遅延や口座番号・インターネットバンキング契約者番号等の漏えいがあった場合、そのことにより生じた損害について当行は責任を負わないものとします。

<各種制限>

- ①事業に利用するための口座や屋号の付された名義の口座は開設できません。
- ②15歳未満のお客さまは利用できません。
- ③マイナンバーカードに有効な署名用電子証明書が格納されていないお客さまは利用できません。
（例：署名用電子証明書の有効期限切れ、15歳未満で発行したマイナンバーカード）
- ④当行で既に普通預金口座をお持ちのお客さまは利用できません。
- ⑤口座開設サービスを利用できる利用者は、当行所定の対象地域（以下、「対象地域」といいます。）に居住していることを条件とします。詳細は以下のとおりとします。
- ・対象地域については、当行ホームページに掲載することとします。
 - ・対象地域については事前の通知無く変更できるものとします。
 - ・親権者が申し込む場合は、取引名義人と親権者の住所が一致している必要があります。
- ⑥外国籍の方はご利用いただけません。

<ぐんぎんIDのユーザー登録>

- ①口座開設サービスの申込時点でぐんぎんIDのユーザー登録がない場合は、同時にぐんぎ

んIDのユーザー登録を申込みものとします。

②本号によりユーザー登録を申込み場合の「ユーザー名」は口座開設サービス利用時に使用した電子メールアドレスとし、「パスワード」は利用者自ら設定していただくものとします。

③本号によりユーザー登録を申込み場合のぐんぎんIDの代表口座は、口座開設サービスにより開設する普通預金口座とします。

④当行で口座開設の手続きが完了したのち、ぐんぎんIDのユーザー登録を行います。登録結果は当行から電子メールにて通知します。

＜キャッシュカードの作成＞

普通預金の口座開設にあたり、同時にキャッシュカードの作成を申込みものとします。

キャッシュカードは当行所定の方法で送付します。

＜通帳の不発行＞

口座開設サービスにより開設する口座は、通帳を発行しない「ぐんぎんWEB口座」とします。

＜印鑑レス口座＞

口座開設サービスにより開設する口座は、印鑑を登録しない「印鑑レス口座」とします。

＜取引店の選択＞

口座開設サービスを利用して一般店舗の口座開設の申込を行う場合、原則、居住地または勤務地等の最寄店を選択して申込みものとします。また、取引店を選択する理由を本アプリで選択または入力するものとし、この理由を当行が適当と認めない場合は、当行は口座の開設を断ることができるものとします。

＜インターネットバンキングの申込＞

口座開設サービスの申込時点でインターネットバンキングの契約がない場合は、口座開設と同時にインターネットバンキングの申込みができるものとします。インターネットバンキングの契約者カードは当行所定の方法で送付します。

＜ぐんぎんデビットの申込＞

口座開設サービスの申込時点でぐんぎんデビットカード（以下、「ぐんぎんデビット」といいます）の契約がない場合は、口座開設と同時に申込みができるものとします。

①15歳以上の利用者（中学生を除く）は、利用者が保有する普通預金口座を決済口座とするぐんぎんデビットの発行を申込みことができます。

②ぐんぎんデビットのブランドはV i s aまたはJ C Bから選択できます。

③ぐんぎんデビットは当行所定の方法で送付します。

＜クレジットカードの申込＞

口座開設サービスの申込時点で株式会社群銀カードが発行するクレジットカードの契約がない場合は、口座開設と同時に申込みができるものとします。

①18歳以上の利用者（高校生を除く）は、利用者が保有する普通預金口座を決済口座とする、クレジットカードの発行申込みの取次ぎを申込みことができます。

②クレジットカードのブランドはV i s aまたはJ C Bから選択できます。ただし、既に株式会社群銀カードが発行するクレジットカードをお持ちの場合、お持ちのカードと同一種別のカードの発行申込みはできません。

③クレジットカードは株式会社群銀カード所定の方法で送付します。

（16）住所・電話番号等の変更

①本アプリを利用して届出住所や届出電話番号等の変更（以下、「住所等の変更」）を届け出ることができるサービスです。

②住所等の変更の手続きの流れは以下のとおりとします。

・利用者は、本アプリから当行所定の本人確認を実施後、キャッシュカードの暗証番号を入力することとします。

第 5 条 取引限度額 ～ 第 8 条 停止または廃止、内容変更等 (省略) 第 9 条 情報利用 (省略) 第 1 0 条 免責事項 ～ 第 1 2 条 反社会的勢力の排除 (省略) 第 1 3 条 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、各種カードローン規定、総合口座取引規定、ぐんぎんWEB口座特約、キャッシュカード規定、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、インターネットバンキング利用規定、インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎんID利用規定、口座連携サービス利用規定等、その他諸規定に従って取扱うものとします。 第 1 4 条 規定の変更 ～ 第 1 5 条 準拠法・合意管轄 (省略)	・当行は、入力情報に不備が無く、かつ本人確認が正当であると判断した場合に、変更の届出を受付けるものとします。 ・当行は、変更手続きが完了した場合、メールでその旨を通知するものとします。 ③住所等の変更の届出の利用条件等については以下のとおりとします。 ・本アプリから住所変更の届出が可能な取引は以下のとおりです。 ○預金取引（外貨預金を含む） ○投資信託 ○N I S A（少額投資非課税制度） ○公共債 ○各種無担保ローン ○株式会社群銀カード取扱いのクレジットカード（ドリームプラスカード含む） ・投資信託、N I S A、公共債の取引がある場合、住所等の変更と同時に、本アプリ上でマイナンバーの申告を行うものとします。 ・普通預金口座のキャッシュカードを発行しているお客さま等に関し、本アプリから住所等の変更が可能です。 ・利用者が外国籍の場合は、本アプリからは住所等の変更ができません。 第 5 条 取引限度額 ～ 第 8 条 停止または廃止、内容変更等 (変更なし) 第 9 条 情報利用 (変更なし) 4. 当行は、署名用電子証明書の有効性確認をおこなうために、認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）に規定する認証業務情報をいう）を利用します。 第 1 0 条 免責事項 ～ 第 1 2 条 反社会的勢力の排除 (変更なし) 第 1 3 条 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定、各種定期預金規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、各種カードローン規定、総合口座取引規定、ぐんぎんWEB口座特約、キャッシュカード規定、<u>デビットカード取引規定</u>、振込規定、投資信託にかかわる各種規定、非課税上場株式等管理に関する規定、インターネットバンキング利用規定、インターネットバンキング等の不正使用による預金被害補償規定、インターネット支店取引規定、ぐんぎんID利用規定、口座連携サービス利用規定、<u>印鑑レス口座取引規定等</u>、その他諸規定に従って取扱うものとします。 第 1 4 条 規定の変更 ～ 第 1 5 条 準拠法・合意管轄 (変更なし)
---	--